

# 4

## 補装具と日常生活用具

補装具の給付等

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

【補装具とは？】

障がい者の身体機能を補完し、又、代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。

厚生労働省では下記の3つの条件を満たすものを補装具と定めています。

- (1) 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- (2) 身体に装着（着用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- (3) 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けている方、又は難病をお持ちの方で判定で認められた方



【給付について】

身体上の障がいを補う為の用具（補装具）を購入・修理に掛かる費用を給付します。

利用者の負担は、原則1割負担となります。

（\*但し、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の場合は、利用者の費用負担はありません。）

品目ごとに基準額が有り購入する補装具の金額が基準額を超える場合、差額分は全額自己負担となります。

※市民税所得割課税額が46万円以上の方がいる世帯の場合は給付の対象外となります。

【利用者負担上限額】

所得区分	月額負担上限額
生活保護世帯	自己負担なし
市民税非課税世帯	自己負担なし
市民税課税世帯（46万円未満）	37,200円

【申請に必要な書類】

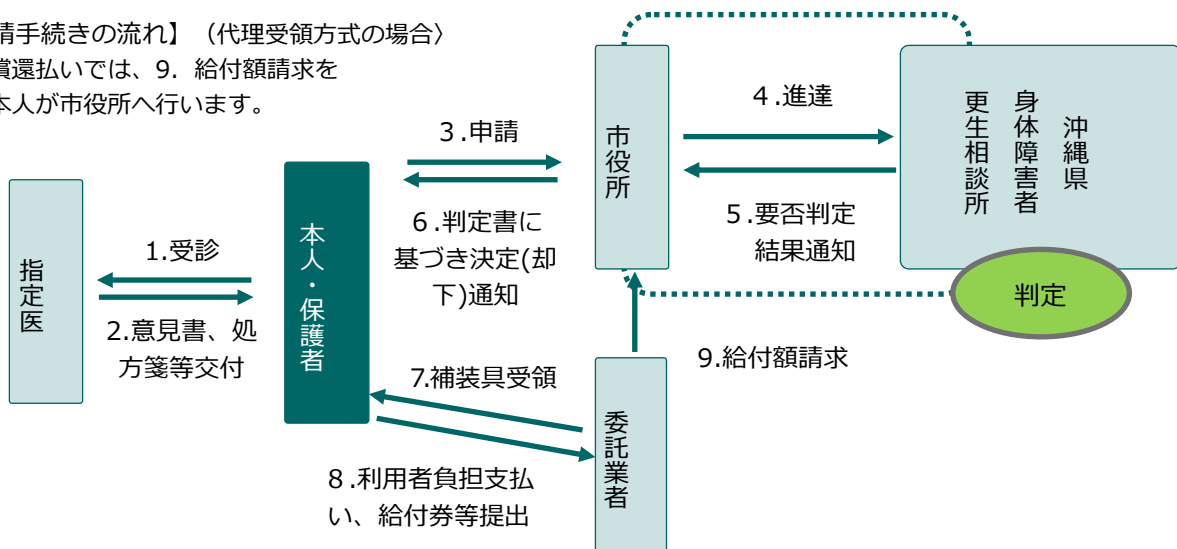
- ①申請書 ②身体障害者手帳、難病患者等の場合は特定疾患医療受給者証 ③印鑑
- ④業者の見積書（既製品の場合はカタログ添付） ⑤意見書、処方箋（品目別の様式になります）
- ⑥生活保護受給証明書 ⑦人工内耳音声信号処理装置確認票（人工内耳修理申請のみ）

※内容品目によってはその他別添書類が必要になる場合があります。

※代理申請の場合は委任状添付。代理者の印鑑、身分証も持参ください。

【申請手続きの流れ】（代理受領方式の場合）

\* 償還払いでは、9. 給付額請求をご本人が市役所へ行きます。



## 【対象となる障がいの分類と品目】

障がいの部位や等級など品目ごとに条件があります。詳細はお問い合わせください。

対象	交付できる品目	
肢体不自由者（児）	義肢	義足・義手
	装具	上肢・下肢、体幹、靴型
	車椅子	普通型・電動型等
	歩行補助杖	松葉杖・カティアンクラッチ・多点杖等
	その他	歩行器・座位保持装置・座位保持椅子（児のみ）等
視覚障がい者	眼鏡	矯正眼鏡・弱視眼鏡・コンタクトレンズ・遮光眼鏡
	その他	盲人安全杖・義眼
聴覚障がい者	補聴器	高度難聴用・重度難聴用（ポケット型・耳掛型・耳穴型等）
	人工内耳	人工内耳音声信号処理装置（修理のみ）
難病患者	疾病による障がいの症状・程度によって該当する品目が異なります。	

 留意点

1. 手続きは事前申請です。  
既に、購入・修理された場合は、助成できません。
2. 介護保険ご利用の場合  
介護保険の認定を受けている方（該当する方）は、介護保険での貸与が優先となります。  
介護保険制度の福祉用具に同じ品目がある場合、既製品で対応できる品目については、介護保険制度利用が優先となります。  
介護保険で貸与可能なもの（車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助杖等）
3. 補装具の支給数は、原則1種目につき1個です。耐用年数内での再給付や、複数支給が必要な場合は、条件を満たす必要があります。

## 【軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業】

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入・修理に要する費用の給付を行います。

◇対象者：次の要件のすべてに該当する18歳未満の児

- ①宮古島市内に住所を有すること
- ②両耳の聴力レベルが30dB（デシベル）以上で身体障害者手帳交付対象とならないこと
- ③補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師から判断されていること

\*所得制限\*

市町村民税が46万円以上の世帯は対象とはなりません。

◇給付額

基準額の範囲内で購入費の2/3（千円未満の端数切り捨て）の額を給付します。

（生活保護世帯 又は 市民税非課税世帯の方は、基準額全額を給付）

◇申請手続きに必要なもの

- ①申請書
- ②医師意見書 \*①～②の書類は担当窓口にて備えてあります
- ③補聴器販売業者が作成した見積書
- ④世帯全員の市町村民税の状況が分かる書類（※転入の場合のみ）
- ⑤印鑑（代理申請の場合は、本人と代理者の両方の印鑑をお持ちください。）
- ⑥委任状・代理者の身分証明書 \*代理申請の場合
- ⑦生活保護受給証明書 \*生活保護世帯のみ



## 留意点

1. 手続きは事前申請です。購入・修理後の申請は給付対象外となります。
2. 再給付は、原則耐用年数を過ぎた場合に限りです。

# 4

## 補装具と日常生活用具

日常生活用具の給付等

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

### 【日常生活用具とは？】

心身に障がいがある方の日常生活を容易にすることを目的とする用具です。  
厚生労働省では下記の3つの条件を満たすものを日常生活用具と定めています。



- (1)安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- (2)日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- (3)製作や改良、開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

【給付について】障がい者・難病患者などに対して日常生活がより円滑に行われるように必要に応じて、日常生活用具を給付します。

【対象となる障がいと品目】障がいの部位や等級など品目ごとに条件があります。詳細はお問い合わせ下さい。

対 象	品 目			
肢体不自由	特殊寝台 入浴担架 訓練いす（児のみ） 便器・特殊便器 頭部保護帽 紙おむつ等	特殊マット 体位変換器 訓練用ベッド（児のみ） T字状・棒状のつえ 情報・通信支援用具	特殊尿器 移動用リフト 入浴補助用具 移動・移乗支援用具	
視覚機能	電磁調理器 情報・通信支援用具	盲人用体温計・体重計（音声式）・血圧計 盲人用時計	点字器	
聴覚機能	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者屋内信号装置等		
平衡機能	T字状・棒状杖	移動・移乗支援用具	頭部保護帽	
じん臓機能	透析液加湿器			
呼吸器機能	ネブライザー（吸入器）	パルスオキシメーター	電気式たん吸引器	発電機（インバータ式）
音声・言語機能	福祉電話	人工咽頭	携帯用会話補助装置	
直腸・膀胱機能	収尿器	ストーマ用具	紙おむつ等（ストマ装着が困難な者）	
身体障がい者全般	火災警報器	自動消火器		
知的障がい等	火災警報器	自動消火器	電磁調理器	頭部保護帽 紙おむつ等
精神障がい等	火災警報器	頭部保護帽		

### 【給付の内容】

自己負担額は原則 基準額又は基準額に満たない購入金額の1割となります。（但し、生活保護世帯 及び 市民税非課税世帯の場合は、利用者の費用負担はありません。）

品目ごとに基準額が定められています。購入する用具の金額が基準額を超える場合、差額分は全額自己負担です。

# 4

## 補装具と日常生活用具

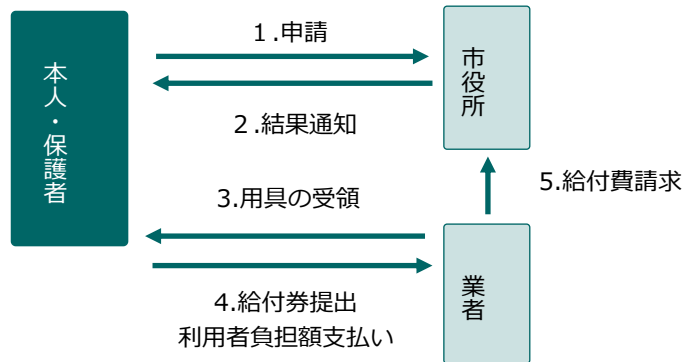
### 日常生活用具の給付等

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

#### 【申請に必要な書類】

- ①身体障害者手帳、特定疾患医療受給者証、療育手帳、  
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証 \*てんかん等の発作による転倒の危険がある者
- ②業者の見積書 ③用具のカタログ（型番、定価記載のもの） ④印鑑
- ⑤日常生活用具給付意見書 \*難病、または障害内容の確認が必要な場合に提出。 ⑥課税証明書等（※転入のみ）
- ⑦生活保護受給証明書 \*保護受給者のみ ⑧委任状、代理者の身分証 \*代理申請の場合

#### 【手続きの流れ】



#### ！ 留意点

1. 手続きは事前申請です。既に、購入された用具については給付できません。
2. 介護保険制度で同じ品目がある場合は、介護保険が優先されます。
3. 再給付は耐用年数を過ぎた場合に限りです。
4. 修理は給付対象外です。

### 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

お問い合わせ先:宮古島市障がい福祉課 73-1975

#### 【小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業とは】

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている20歳未満のものに対して、日常生活用具の給付を行います。

【対象者】 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している児童等

#### 【給付対象日常生活用具】

- ・歩行支援用具 ・車椅子 ・体位変換器 ・頭部保護帽 ・紫外線カットクリーム ・クールベスト
- ・電気式痰吸引器 ・パルスオキシメーター ・ネブライザー ・ストーマ用具 ・人工鼻
- ・入浴補助用具 ・特殊寝台 ・特殊マット ・便器・特殊便器・特殊尿器 ・歩行支援用具など

【給付について】 所得に応じて負担額があります。詳細はお問い合わせ下さい。

#### 【申請手続き】

- ①申請書（担当窓口にあります） ②医師意見書が必要になる場合があります ③業者が作成した見積書
- ④用具のカタログ（型番、定価記載のもの） ⑤小児慢性特定疾病医療費受給者証
- ⑥世帯全員の課税の状況がわかる書類（※転入の場合のみ） ⑦生活保護受給証明書 \*生活保護受給者のみ
- ⑧印鑑 ⑨委任状、代理者の身分証 \*代理申請の場合に提出

#### ！ 留意点

1. 手続きは事前申請です。既に、購入された用具については給付できません。
2. 再給付は、原則耐用年数を過ぎた場合に限りです。
3. 修理は給付対象外です。

## 【住宅改修費助成事業とは？】

在宅の肢体不自由の方が現在居住する住宅の改修費用を給付します。

## 【対象となる障がいと改修内容】

対象	改修内容
肢体不自由 （下肢・体幹・移動機能） 1級～3級 難病患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取り付け、段差の解消</li> <li>・滑り止め</li> <li>・移動の円滑化などの為の床や通路面の材料の変更</li> <li>・引き戸等への扉の取替</li> <li>・洋式便器等への取替</li> <li>・その他 上記に付帯して必要になる住宅改修</li> </ul>
肢体不自由（上肢） 1級・2級 難病患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊便器などへの取替</li> </ul>

## 【給付について】

自己負担額は、原則 基準額又は基準額に満たない改修費用の1割です。

（但し、生活保護世帯 及び 市民税非課税世帯の場合は、費用負担はありません。）

改修費給付の基準額は20万円とし、その基準額を超える場合、差額は全額自己負担となります。

## 【申請に必要な書類】

- ①身体障害者手帳、特定疾患医療受給者証
- ②業者の見積書、工事図面、改修予定箇所の写真
- ③借家の場合は、家主の承諾書
- ④印鑑 \*代理申請の場合は、本人と代理者の両方お持ちください。
- ⑤医師意見書 \*難病または障害内容の確認が必要な場合に提出
- ⑥委任状、代理者の身分証 \*代理申請の場合に提出
- ⑦課税証明書等（※転入の場合のみ）
- ⑧生活保護受給証明書（※生活保護受給者のみ）



## — 留意点

1. 手続きは事前申請です。改修前に手続きをして下さい。  
既に、改修された場合については助成できません。
2. 介護保険制度の住宅改修が優先されます。
3. 給付は、原則として1回限りです。  
修理に関する給付はありません。